

新旧対照表

浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付要綱（平成29年告示第46号）の一部改正

改 正 後	改 正 前 <small>（下線の部分が改正部分）</small>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、高齢者の孤立の防止及び高齢者が安心して住み続けていける地域づくりのため、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業を行う団体に対し、その運営に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業 前条に規定する目的を達成するため、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成を行うことにより、高齢者の健康増進、介護予防等の促進及び高齢者の相互扶助によるネットワークの形成を図る事業をいう。</p> <p>(2) 高齢者支え合いサロン活動 支え合いを必要とし、自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象としたサロンを継続的に提供する活動であって、介護予防のための体操その他これに準ずる運動を含めたものをいう。</p> <p>(3) 担い手育成 高齢者支え合いサロン活動に資するために高齢者の居場所づくり又は高齢者の見守り活動を担う人材を育成することをいう。</p> <p>(4) 拠点 サロン活動を実施する場所をいう。</p> <p>（補助対象団体）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内において高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業を実施する団体のうち次の各号のいずれにも該当するものであって、市長が別に定める基準により選考したものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、高齢者の孤立の防止及び高齢者が安心して住み続けていける地域づくりのため、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業 前条に規定する目的を達成するため、市と補助の対象となる団体とが協働で、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成を行うことにより、高齢者の健康増進、介護予防等の促進及び高齢者の相互扶助によるネットワークを形成する事業で、市と当該団体との協定により定められるものをいう。</p> <p>(2) 高齢者支え合いサロン活動 支え合いを必要とし、自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象としたサロンを提供する活動をいう。</p> <p>(3) 担い手育成 高齢者支え合いサロン活動等に資するために高齢者の居場所づくり又は高齢者の見守り活動を担う人材を育成することをいう。</p> <p>（補助対象）</p> <p>第3条 市長は、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に要する経費に対して補助を行うものとする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、おおむね3人以上により構成される団体
- (2) 規約、会則等を有している団体
- (3) 高齢者支え合いサロン活動を実施する団体として市が市民に情報提供することに同意し、かつ、新規に参加を希望する高齢者等の受入れを可能とする団体
- (4) 当該高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に対して、国又は他の地方公共団体から補助金その他これに類すると市長が認めるものの交付を受けていない団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 営利的活動、政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団又は暴力団員が、当該団体が行う高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に関与していると認められる団体

3 第1項の選考に当たり、一の字において一の高齢者支え合いサロン活動を実施することを基本とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に係る報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料並びに使用料及び賃借料とする。

(補助の算定基準及び補助基準額)

第5条 補助の算定基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者支え合いサロン活動 次の表に定められた額

年間開催回数	<u>10回以上</u>	<u>20回以上</u>	<u>30回以上</u>	<u>40回以上</u>
年間平均参加者数	<u>20回未満</u>	<u>30回未満</u>	<u>40回未満</u>	
<u>20人未満</u>	<u>50,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>70,000円</u>	<u>80,000円</u>

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、936,000円以内で、市長がその事業の内容を勘案して適当と認めた額とする。

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

<u>20人以上</u>	<u>100,000円</u>	<u>130,000円</u>	<u>170,000円</u>	<u>230,000円</u>
--------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

備考 年間開催回数及び年間平均参加者数については、それぞれ一の拠点における数とする。

(2) 担い手育成 次の表に定められた額

<u>10人未満</u>	<u>20,000円</u>
<u>10人以上</u>	<u>100,000円</u>

備考 この表における人数については、当該年度において担い手育成を受けた実人数とする。

2 複数の拠点で高齢者支え合いサロン活動を実施している場合の補助の算定基準については、前項第1号の規定により算定した額に、1拠点につき50,000円を加えるものとする。

3 補助の基準額（以下「補助基準額」という。）は、前2項の規定により算定した額を合算した額とする。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額又は補助基準額のうち、いずれか少ない方の額とする。

（交付の申請）

第7条 省略

2 市長は、前項の申請について、申請期間を設けることができる。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一の拠点につき10回以上、高齢者支え合いサロン活動を実施すること。

(2) 1回につき1時間以上、高齢者支え合いサロン活動を実施すること。

（交付の決定の通知）

第9条 省略

（実績報告）

（交付の申請）

第5条 同左

（交付の決定の通知）

第6条 同左

（実績報告）

		(下線の部分が改正部分)
改 正 後	改 正 前	
<p><u>第10条</u> 省 略 (補助金の額の確定の通知)</p> <p><u>第11条</u> 省 略 (請求)</p> <p><u>第12条</u> 省 略 (補助金の概算払いの請求及び精算)</p> <p><u>第13条</u> 省 略 (補則)</p> <p><u>第14条</u> 省 略</p> <p>別記第1号様式 (<u>第7条</u>) 省 略</p> <p>第2号様式 (<u>第9条</u>) 省 略</p> <p>第3号様式 (<u>第10条</u>) 省 略</p> <p>第4号様式 (<u>第11条</u>) 省 略</p>	<p><u>第7条</u> 同 左 (補助金の額の確定の通知)</p> <p><u>第8条</u> 同 左 (請求)</p> <p><u>第9条</u> 同 左 (補助金の概算払いの請求及び精算)</p> <p><u>第10条</u> 同 左 (補則)</p> <p><u>第11条</u> 同 左</p> <p>別記第1号様式 (<u>第5条</u>) 同 左</p> <p>第2号様式 (<u>第6条</u>) 同 左</p> <p>第3号様式 (<u>第7条</u>) 同 左</p> <p>第4号様式 (<u>第8条</u>) 同 左</p>	

		(下線の部分が改正部分)	
改 正 後		改 正 前	
<p>第5号様式 (<u>第12条</u>)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付 請求書</p> <p style="text-align: right;">省 略</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">省 略</p> <p>第6号様式 (<u>第13条第1項</u>)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金概算 払交付請求書</p> <p style="text-align: right;">省 略</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">省 略</p>		<p>第5号様式 (<u>第9条</u>)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付 請求書</p> <p style="text-align: right;">同 左</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">同 左</p> <p>第6号様式 (<u>第10条第1項</u>)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金概算 払交付請求書</p> <p style="text-align: right;">同 左</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">同 左</p>	<p>㊞</p> <p>㊞</p>

		(下線の部分が改正部分)	
改 正 後		改 正 前	
<p>第7号様式 (第13条第2項)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金概算 払精算書</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金につい て、浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付要綱第13 条第2項の規定により、次のとおり精算します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>附 則 この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p>		<p>第7号様式 (第10条第2項)</p> <p>浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金概算 払精算書</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 名 称 代表者氏名 ㊞</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金につい て、浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付要綱第10 条第2項の規定により、次のとおり精算します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	